墨田区のお知らせ2012.12.1　NO.1694（毎月1日・11日・21日発行）

# すみだ

2つの矩形が寄り添うシンボルは、
墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、
区および区職員との協働・協治を表すものです。

発行：墨田区（広報広聴担当）☎5608―1111代表　〒130―8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

●2面以降の主な内容
2・3面…人権尊重の第一歩は、相手への思いやりから
4・5面…平成24年秋の褒章・叙勲
6面…すこやかライフ
7・8面…講座・教室・催し・募集

すみだと全国の旬間歳時記

**●12月1日：世界エイズデー**

エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的として、WHO（世界保健機関）が昭和63年に制定した。この日にちなみ、区では12月5日（水）に、HIV即日検査（エイズ検査）を実施する（事前に保健予防課感染症係☎5608－6191へ申込みが必要）。

http://www.city.sumida.lg.jp/

## 誰もが幸せに暮らすことができる社会をつくるために
# 大切にしよう　わたし・あなた・みんなの人権

**人権とは「人間が人間らしく生きるための権利であり、誰もが生まれながらに等しく持つ権利」のことです。今号では、12月4日（火）～10日（月）の人権週間にちなみ、身近な人権問題や、人権啓発のための区の取組などをご紹介します。みんなが幸せに暮らしていくために欠かせない大切な人権を守り、互いを尊重し合うには、自分に何ができるのかを、改めて考えてみましょう。**

## 考えよう　人権を守り、互いを尊重し合うために

あなたは、ほかの人の行為や言葉に傷ついたこと、嫌な思いをしたことはありませんか。また、あなたが気付かないうちに、ほかの人にそうした思いをさせてしまったことはありませんか。

人が人を傷つけることなく、みんなが幸せに暮らしていくにはどうしたらよいでしょうか。その方法の一つとして、私たち一人ひとりが生まれながらに持っている「人権」を互いに尊重することが挙げられます。これは決して難しいことではなく、例えば、「相手の立場に立って行動し、嫌がることをしない」「自分と相手との違いを理解して認め合う」といった小さなことがその第一歩となります。

人権を尊重し合うことは、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。今号の1面では人権に関する区の取組を、2・3面では身近な人権問題などをご紹介しますので、大切な人権を守り、互いを尊重し合うために何ができるのかを、改めて考えてみましょう。

**[問合せ]**人権同和・男女共同参画課人権同和担当☎5608－6322

## 子どもたちの人権メッセージ

都内各区と島しょの小学生の代表が、「身近な人権問題」をテーマに、自分の体験等を自分の言葉で表現する「第19回子どもたちの人権メッセージ発表会」が、9月15日に中央区で行われました。区の代表としてメッセージを発表した、第三吾嬬小学校6年生の髙橋さんに、メッセージの内容などをお聴きしました。

### 勇気を出すお手伝いをしたい

第三吾嬬小学校6年生　髙橋柚惟さん

人権について考えたら、まず、いじめのことが頭に浮かびました。私の姉は中学生のとき、クラスで無視されていたことがありました。10年以上たった今でも、その話をすると辛（つら）そうな顔をします。いじめは、された側の心に深い傷を残すので、絶対にいけないことだと思います。

いじめられている子は「やめて」と言いたくても言えないし、いじめを周りで見ている子たちも、いじめている子たちが怖くて「やめよう」と言い出せないのだと思います。でも、何もしないでいたら、いじめはいつまでも続いてしまうので、勇気を出して意見を言わなくてはいけません。

だから私は、いじめられている子が周りにいたら、その子が〝勇気を出すお手伝い〟をしてあげたいです。

## 人権の花運動

協力し合って花を育てることで、命を大切にすることや、協力・感謝することの大切さを学び、思いやりの心を身に付ける「人権の花運動」に、毎年区内の小学生が取り組んでいます。

## 啓発冊子をご覧ください

人権や男女共同参画について考えていただくきっかけとなるよう、啓発冊子を無料で配布していますので、ぜひ、ご活用ください。

**■人権啓発冊子「人権感覚」**

身近な人権課題を紹介しています。

**■男女共同参画情報誌「にじ」**

男女共同参画に関する情報や区の取組などを紹介しています。

**[配布場所]**人権同和・男女共同参画課（区役所12階）、社会福祉会館（東墨田2－7－1）、すみだ女性センター（押上2－12－7－111）ほか